

第 150 回 総会

南部町農業委員会会議録

平成 30 年 2 月 9 日開催

南部町農業委員会

第 150 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 午後 2 時 05 分

2. 閉会年月日 平成 30 年 2 月 9 日 (金) 午後 2 時 42 分

3. 開催場所 中央公民館 町民室

4. 出席委員 (15 人)

会 長	1 番 赤 石 敏 文	
会長職務代理	10 番 中 村 文 男	
委 員	2 番 石 橋 薫	3 番 堀 内 重 男
	4 番 砂 庭 周 平	5 番 工 藤 信 仁
	6 番 佐々木 一 雄	7 番 三 浦 恵美子
	8 番 松 村 範 明	9 番 滝 田 信 彦
	12 番 野 田 清 八	13 番 山 田 憲 幸
	14 番 川守田 雄 一	15 番 梅 内 勝 治
	16 番 奥 瀬 修 一	

5. 欠席委員 (1 人)

欠席者 11 番 河守田 雄 一

6. 会議書記

事務局長 松 橋 悟
主 幹 佐 藤 慶
総括主査 沼 畑 ゆ き 子

7. 会議日程

日程第 1 会議録署名委員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 6 議案第 39 号 南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
日程第 7 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第 8 議案第 41 号 農用地利用配分計画案に関する意見について
日程第 9 議案第 42 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明 (農業経営) について
日程第 10 議案第 43 号 南部町農地移動適正化あっせん基準等の一部改正について

事務局長	ただいまから、第 150 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、赤石会長より、ごあいさつをお願いいたします。
赤石会長	本日は、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。 さっそくですが、議事に入りますので、よろしく申し上げます。
事務局長	本日の出席委員は 16 名中 15 名となっております。委員定足数に達しておりますので、 第 150 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めること となっておりますので、以降の議事の進行は赤石会長をお願いいたします。 (午後 2 時 0 5 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 5 番 工藤信仁 委員 8 番 松村範明 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。 諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 【「異議なし」の声あり】 次に、日程第 4 議案第 3 7 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を 議題といたします。 議案の説明を求めます。 佐藤主幹

佐藤主幹	<p>議案第37号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は8件で、所有権の移転に関するものであります。調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 調査員</p>
堀内調査員	<p>3番 堀内から説明いたします。</p> <p>去る2月1日、砂庭委員と中央公民館において、議案第37号、議案第38号及び議案第39号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第37号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から番号7番までの申請理由は、いずれも譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号8番の申請理由は、譲受人が祖母から贈与を受けて営農するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>議案第37号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第5 議案第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第38号について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請は1件で、使用貸借による権利の設定に関するものであります。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考ください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p> <p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 調査員</p>

堀内調査員	<p>議案第38号について、農地法第5条第2項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、貸付人及び借受人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の申請理由は、借受人が携帯電話無線中継基地局建設に伴い、工事用地として一時的に利用するため、貸付人から申請地を借り受けるものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第38号について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、名川・鳥谷地区で、南部町役場から南西に約1.2kmの距離にあり、住宅及び農地等が混在する集落内に位置し、申請地の北側及び西側は宅地、東側は小集団の田が形成されています。</p> <p>借受人は、携帯電話無線中継基地局建設に伴い工事用地として6ヶ月間利用するもので、一時転用の申請です。</p> <p>申請地の位置が携帯電話無線中継基地局建設地の隣接地であり、他の土地では代替できないことから当該農地の申請はやむを得ないと認められます。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>第2種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第3種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第38号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第38号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第39号「南部農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>

佐藤主幹	<p>議案第39号について、ご説明いたします。</p> <p>南部農業振興地域整備計画の変更につきましては1件で、区域からの除外申し出がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、ご参考にしてください。調査内容については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>堀内 調査員</p>
堀内調査員	<p>議案第39号について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる農業振興地域整備計画の変更基準により</p> <p>①農用地区域外の土地を代用することが困難である</p> <p>②農用地集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>④農業用施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない</p> <p>⑤土地改良法による事業の工事完了後8年を経過している</p> <p>の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>申出者、変更区分、変更する区域の地番、変更面積、地目、農用地利用計画における用途、土地基盤整備事業の実施状況は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の変更理由は、事業計画者である事業主が申請地に農家住宅を建築するため、農用地区域から除外するものです。</p> <p>調査の結果、変更内容は変更基準に照らし、除外相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農業振興地域整備計画の変更基準及び農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第39号について、補足いたします。</p> <p>番号1番の申請地の位置ですが、南部・小向地区で南部町役場南部分庁舎から西約1.2キロメートルに位置し、町道に接しています。</p> <p>事業内容は、事業計画者である事業主が申請地に農家住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として許可することができないのですが、「土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と認められることから、除外については問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>

議 長

議案第 39 号について、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、原案のとおり変更相当として、意見を付して南部町長に送付することに決定いたします。

次に、日程第 7 議案第 40 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

議案の朗読と説明を求めます。佐藤主幹

佐藤主幹

議案第 40 号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 19 件です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,566 円です。

番号 2 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。

番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10,000 円です。

番号 4 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 5 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,086 円です。

番号 6 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,873 円です。

番号 7 番の利用目的は田と畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 8 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 10 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 11 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 12 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 13 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 14 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 15 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 16 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。

番号 17 番の利用目的は畑、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,747 円です。

番号 18 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,993 円です。

番号 19 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,977 円です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

<p>議 長</p>	<p>議案第40号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第7 議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第8 議案第41号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第41号について、ご説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による案件は3件です。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の利用目的は畑、存続期間は平成30年2月13日から平成40年2月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は年額3,747円です。</p> <p>番号2番の利用目的は田、存続期間は平成30年2月13日から平成40年2月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は年額4,993円です。</p> <p>番号3番の利用目的は田、存続期間は平成30年2月13日から平成40年2月12日までの10年間、10a当たりの賃借料は年額4,977円です。</p> <p>以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第41号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8 議案第41号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9 議案第42号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について（農業経営）」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。佐藤主幹</p>

<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第42号について、ご説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定並びに地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番から4番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>番号5番6番の対象となる事由は不動産取得税です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第42号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9 議案第42号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10 議案第43号</p> <p>「南部町農地移動適正化あっせん基準等の一部改正」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第43号について、ご説明いたします。</p> <p>南部町農地移動適正化あっせん基準等の一部について改正したいものです。主な改正理由ですが、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」等の一部改正によるもので、あっせん基準の2の(1)の「農業を営む者」及び3の(1)の「農用地等の権利を取得させるべき農業を営む者についての要件」の「農業生産法人」を「農地所有適格化法人」に改正するもので、次に、8の(7)の「あっせん委員の指名」について「農業委員を2人」を「農地利用最適化推進委員1人以上」に改正するものです。</p> <p>続きまして、南部町農地移動適正化あっせん基準細則の主な改正理由ですが、「2015年農林水産業センサス」の調査結果により、別表第1の「基準経営面積」を改正するもの、「南部町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正により、別表第2の経営体別目標経営面積を改正するものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>議案第43号について、ご異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第10 議案第43号については、原案のとおり一部改正することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第150回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時42分)</p>
-----	--

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年2月9日

南部町農業委員会会長

南部町農業委員会委員

南部町農業委員会委員